

兵庫県福祉医療費助成制度の適正な利用について

【概要版】

令和8年4月作成 兵庫県福祉部国保医療課

1 兵庫県福祉医療費助成制度の概要

兵庫県の福祉医療費助成制度（高齢期移行、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭等の6事業。以下「福祉医療制度」という。）は、福祉的配慮が必要な方々に医療を受けやすい環境を提供することを目的として、県が制度設計し、市町が条例等に基づき実施主体として運営する制度です。また、県は市町による制度運営を財政面から支援するため、補助金を交付しています。

これまで、福祉医療制度は、国と地方の役割分担の観点から、国公費負担医療制度（例：障害者総合支援法に基づく自立支援医療）が適用される傷病については、国制度を優先し、福祉医療制度は助成の対象外としてきました。

しかし、このたび、対象者の経済的負担軽減と利便性向上を図るため、令和8年7月から、国公費負担医療制度と福祉医療制度を併用できるよう制度を改正します。

福祉医療制度は県と市町の財源のみで実施しているため、医療機関における資格確認や、診療報酬請求では、国公費負担医療制度と福祉医療制度を関係法令に基づき適切に取り扱うことがこれまで以上に重要となります。

○制度改正の概要

区分	現行	改正後
国公費との関係	国公費負担医療制度が適用される場合は、福祉医療制度は適用不可（市町独自に適用可の場合あり）	国公費負担医療制度適用後に、なお自己負担額がある場合は、その自己負担額に対して福祉医療制度を適用可
助成方法	— （市町独自の場合は償還払い）	現物給付 （県制度として統一）

2 医療機関へご協力をお願い（令和8年7月からの制度改正に向けて）

(1) 国公費負担医療制度と福祉医療制度の適正利用

国公費負担医療制度の目的は、主に、社会的弱者の救済、障害者等の福祉、難病・慢性疾患の治療研究及び助成、健康被害等に対する補償、公衆衛生の向上に分類されます。

単に、「福祉医療制度の自己負担額が少ないから、国公費負担医療制度を利用しない」ということではなく、各制度の目的をご理解いただき、国公費負担医療

制度に該当する場合は、患者さんに制度の概要をご説明いただくなど、適正な利用にご協力をお願いします。

また、患者さんから国公費負担医療制度の受給申請に必要な証明書類（例：診断書、意見書）を求められる場合があります。医療機関の皆様にはお手数をおかけしますが、この取組みの趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

(2) 国公費負担医療制度の優先適用

患者さんが国公費負担医療制度の対象となる医療を受診した場合は、国公費負担医療制度と福祉医療制度の両方の受給資格を確認し、国公費負担医療制度を「第1公費」※とし、福祉医療制度を「第2公費」※として診療報酬を請求してください。※第1公費＝公費優先順位の一番目、第2公費＝第1公費を適用した後に適用できる公費

福祉医療制度は、国の補助金を受けずに県と市町の財源のみで実施しています。国公費負担医療制度を優先適用しない場合、本来、医療施策の充実などに活用されるべき財源が、特定の患者さんの自己負担軽減に充当されてしまいます。

福祉医療制度を第1公費としたり、福祉医療制度のみを適用することがないよう、十分ご注意ください。

適用順：医療保険→国公費負担医療制度→福祉医療制度

福祉医療は
最後に適用

(3) 自己負担上限額管理票の記載について

国公費負担医療制度で自己負担上限額管理票の記載が必要な場合は、国公費負担医療制度における自己負担額を記入してください。福祉医療制度を適用した後の実際の窓口徴収額とは異なるため、ご注意ください。

自己負担上限額管理票を適切に記載いただくことで、国公費負担医療制度と福祉医療制度の適正利用に繋がります。

○自己負担上限額管理票の例（自立支援医療(精神通院医療)）

自己負担上限額管理票（自立支援医療）	
受給者番号	
受診者氏名	
長庫県精神保健福祉センター	

月額自己負担上限額: _____ 円				
年月	日	医療機関名	自己負担額 (円)	月額自己負担額累計額(円)

【注意！】

令和8年7月から併用が可能になっても、自己負担上限額管理票の記入方法は変わりません。

国公費負担医療制度における自己負担額を記入してください。

(福祉医療制度適用後の、実際に窓口で徴収する自己負担額を記入するわけではありません！)

3 制度改正にかかるQ & A（抜粋）

Q1 令和8年7月から国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用が可能になりますが、対象とならない場合はありますか。

A1 今回の改正では、福祉医療制度6事業において、すべての国公費負担医療制度との併用が可能となります。ただし、自己負担額が生じない国公費負担医療制度や、福祉医療制度の一部負担金より国公費負担医療制度の自己負担額の方が少ない場合は、福祉医療制度が助成する余地がないため、併用の対象とはなりません。

Q2 国公費負担医療制度と福祉医療制度の適用の順番はどうなりますか。

A2 国公費負担医療制度を「第1公費」、福祉医療制度を「第2公費」として取扱います。窓口での徴収額の計算や診療報酬の請求は、この順序に基づいて行ってください。

Q3 令和8年7月から、国公費負担医療制度は適用せず福祉医療制度のみを適用することはできますか。

A3 今回の制度改正は、国公費負担医療制度の代わりに福祉医療制度を適用できるようにするものではありません。国公費負担医療制度を適用したうえで、なお自己負担額が生じる場合に、福祉医療制度を併用できる仕組みです。そのため、窓口では、国公費負担医療制度と福祉医療制度の両方の受給資格を、受給者証やオンライン資格確認で必ず確認してください。

Q4 国公費負担医療制度と福祉医療制度の両方の受給資格を持つ者が、福祉医療制度の受給者証のみ提示した場合、福祉医療制度のみを適用してもよいですか。

A4 福祉医療制度のみを適用すると、本来、国公費負担医療制度が負担すべき分まで福祉医療制度が肩代わりすることになりますので、国公費負担医療制度の受給資格を確認の上、福祉医療制度を適用することを原則としています（国公費負担医療制度の優先適用）。

Q5 これまで、福祉医療制度の受給者証に「精神疾患については、この受給者証は使えません。」と記載がありましたが、取扱いに変更はありますか。

A5 精神通院医療は、自立支援医療（精神通院医療）により医療費が助成されることから、これまで、福祉医療制度の助成対象外としていました。令和8年7月からは、国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用を可能としますので、自立支援医療（精神通院医療）が適用される場合は、福祉医療制度を適用することができます。なお、精神入院医療は、国制度による医療費の助成がないことから、令和8年7月以降も引き続き助成対象になりません。（市町によっては、独自で対象としている場合があります。）

関係機関連絡先

1. 福祉医療制度について

(1) 福祉医療制度の概要に関すること（県）

・・・制度の基本的な仕組みや運用方針など、制度全般に関すること

兵庫県福祉部国保医療課 医療福祉班
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-341-7711（代表）

(2) 福祉医療制度の具体的な内容に関すること（市町）

・・・個別の受給者に関すること、償還払いなどの事務手続きに関すること、市町独自の上乗せ制度に関すること等

受給者証に記載の市町連絡先

2. 診療報酬明細書（レセプト）の記載について

(1) 国民健康保険・後期高齢者医療制度分について

兵庫県国民健康保険団体連合会
〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
（センタープラザ内）

保険医療機関所在地により担当係が異なりますので、下記ホームページの『診療報酬等担当窓口及び電話番号』をご参照ください。

<https://www.kokuhoren-hyogo.or.jp>

トップページ > 保険医療機関等の皆様へ > 保険医療機関等の皆様へ >
診療報酬総括票・請求書等及び作成上の留意点 > 診療報酬等担当窓口及び電話番号

(2) 社会保険分について

社会保険診療報酬支払基金兵庫審査委員会事務局
〒650-8528 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目4番4
TEL 078-302-5000